

## 8 その他海岸漂着物対策の推進に必要な事項

### (1) 海岸漂着物対策推進協議会の運営

#### ①協議会の目的

海岸漂着物処理推進法第15条第1項に基づき、県は海岸漂着物対策推進協議会を設置し、事務局として協議会の運営管理を行う。

また、県は、定期的に協議会を開催し、海岸漂着物対策に係る事項について協議、情報交換、連絡調整を行う。

#### ②協議会委員の構成

海岸管理者、市町村、民間団体、地域住民、関係する国や県の機関、漁協関係団体により構成する。

### (2) 災害等緊急時における対応

県、市町村及び海岸管理者等は、災害等により大量の海岸漂着物の発生や危険物が漂着した場合、速やかに情報収集に努め、地域住民への周知及び適正処理を実施する。

また、関係機関との連絡調整に努める。